

佐賀県告示第 71 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、次の知事監視製品の指定は失効した。

平成 27 年 2 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事監視製品の名称

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Lion Heart BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が Monster Red であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
 - (3) 次の写真に示すとおり、被包に「G Ageha（販売名が Monster Ageha であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (4) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が Monster gray powder であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
 - (5) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER 2 nd（販売名が Monster white 2 nd powder であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
 - (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon COOL CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- （「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 失効日

1の(1)については、平成27年2月9日

1の(2)については、平成27年2月12日

1の(3)から(6)までについては、平成27年2月21日

3 失効の理由

(1) 1の(1)及び(2)については、当該知事監視製品が条例第2条第6号に掲げる薬物を含有することが判明したため

(2) 1の(3)から(6)までについては、当該知事監視製品が条例第10条第1項に基づき指定した知事指定薬物を含有することが判明したため